

宮城就業支援ネットワーク設置要綱

(趣旨)

第1条 宮城就業支援ネットワーク（以下「このネットワーク」という。）は、宮城県内の障害者の就業支援に関わる行政・労働・医療・企業・教育・福祉等の支援機関、及び関係者が有機的なネットワークを構築することにより、障害者就業支援に関する課題について情報を共有し、県内の実情に応じた支援について協議を行い、県内全体の障害者就業支援の質的向上・充実を図ることを目的として設置するものです。

(事業)

第2条 このネットワークは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者就業支援に関する情報収集・課題等の協議に関すること。
- (2) 広報・啓発に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) その他、このネットワークの目的を実現するための取り組みに関すること。

(構成)

第3条 ネットワークは、主に次に掲げる機関の団体、及び個人等により構成する。

- (1) 行政
- (2) 障害者職業センター
- (3) 医療機関
- (4) 企業
- (5) 教育機関
- (6) 相談支援事業所
- (7) 就労支援事業所
- (8) 障害者就業・生活支援センター
- (9) その他、このネットワークの趣旨に賛同し、ネットワークでの活動を希望する団体・及び個人

(会員)

第4条 前条に掲げるこのネットワークの趣旨に賛同し入会を希望する場合は、第5条（組織）で定める代表に入会を申し込み、承認を得ることにより会員となることができる。

(組織)

第5条 このネットワークに次に掲げる役職を置くこととする。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 役員

(4) 事務局長

(会議運営)

第6条 このネットワークに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会議
- (3) その他、このネットワークの目的を達成するために必要な会議

(事務局)

第7条 このネットワークの事務局を置き事務を行う。

(守秘義務)

第8条 このネットワークに参加した者は、運営上知り得た個人情報に関することを、他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 要綱に定めるものの他、このネットワークの運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

宮城就業支援ネットワーク設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は宮城就業支援ネットワーク設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、詳細について定めるものです。

(会 員)

第2条 要綱第3条の団体、及び個人等が、要綱第4条により入会を希望する場合は、別添様式1「宮城就業支援ネットワーク参加申込書（個人）」、様式2「宮城就業支援ネットワーク参加申込書（団体）」により代表に申し込み、承認を得ることとする。

(退 会)

第3条 このネットワークの退会を希望する者は、代表に退会を申出ることとする。（様式任意）

(組 織)

第4条 要綱第5条については、以下のとおりとする。

- (1) 代表は会員相互の互選によるものとし、副代表、役員は代表の指名によるものとする。
- (2) 任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとする。
- (3) 代表が任期内にその職を辞する場合は、総会にて会員相互の互選により選出する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時又は代表が欠けたときは次の総会まで、その職務を代理する。
- (5) 各職の人数は以下のとおりとする。

イ 代 表 1名

会を代表し会の運営に当たる。

ロ 副代表 若干名

代表を補佐し会の運営に当たる。

ハ 役 員 若干名

会の運営に当たる。

(会議運営)

第5条 要綱第6条の会議の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 総会 年1回開催

イ 事業計画・事業報告について審議・決定する機関とし、代表がこれを招集する。

- ロ 総会は会員総数の過半数の出席（委任状を含む）を以って成立するものとする。
- ハ 事業年度は当該年4月から翌年の3月までとする。但し、初年度については総会開催時より翌年3月までとする。

(2) 役員会議 随時開催

要綱第2条の事業を推進する会議とする。構成は第4条(5)及び第6条(1)の職、及び代表が必要と認める者とし、召集は代表が決定し、事業の運営推進に関する協議を行うものとする。

(事務局)

第6条 要綱第7条の事務局を代表の指定する団体に置きネットワークの事務を行う。

(1) 事務局に下記の職を置きネットワークの事務を統括する。

- イ 事務局長 1名
- ロ 事務局員 若干名

(2) 事務局長及び事務局員は代表の指名によるものとする。

附則

この要領は、平成27年 6月25日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 6月26日から施行する。

附則

この要領は、令和 元年 6月25日から施行する。

附則

この要領は、令和 4年 6月30日から施行する。

令和4年度宮城就業支援ネットワーク活動方針について

多くの会員が宮城県内の障害者雇用・就業支援の現状と課題を共有し課題解決に向けた議論ができるよう、以下のような活動を行う

1. 役員会議の検討強化

これまで役員会（要綱改正以前はネットワーク推進会議）は年2回のみの実施であった。令和4年度は、宮城就業支援ネットワークのあり方を月1回程度定期的に実施し、以下に述べる、部会活動、企業と支援機関の意見交換会、研修会・相談会、宮城県の障害者雇用・就業支援に関する実態調査、ICTの有効活用、行政との連携、将来的な予算の問題などについて検討する。

2. 部会活動

障害者雇用・就業支援は、様々な立場の関係者が関わることになるため、様々な立場の関係者が一堂に会し情報を共有し、様々なことについて協議することが必要であるが、同じ立場の関係者が共通した問題について、現状と課題を整理し、課題解決に向けた協議を主体的に行うことも重要であり、このような活動を部会活動として推進する。

具体的には、これまで役員・事務局として宮城就業支援ネットワークの活動を進めていた障害者就業・生活支援センターと仙台市障害者就労支援センターなどが中心になって活動する部会（仮称：ナカポツ部会）や企業同士で情報交換する部会（仮称：企業部会）などの活動を、障害者就業・生活支援センターの役員や企業の役員が中心になって進める。また、就労移行支援事業所部会、就労継続支援部会（いずれも仮称）など、その他の部会も関係する役員が中心になり活動を進められるよう努める。

なお、これまで宮城県と共催してきた「精神障害者雇用推進セミナー」については、ナカポツ部会（仮称）が役員会及び開催地域の関係機関と協議しながら、セミナーの効果的な実施を検討する。

3. 企業と支援機関との意見交換

企業が抱えている支援機関に対する要望や素朴な疑問、支援機関が抱えている企業に対する要望や素朴な疑問、これらについては、日常業務の際には、面と向かって一対一では聞けないこともある。このため、企業と支援機関との意見交換の場を設定することにより、このような問題について率直に話し合う意見交換を複数回設定し、企業と支援機関の相互理解を図る機会を作る。

4. 研修会・相談会

障害者雇用・就業支援に関する研修会を複数実施する。また、障害者雇用や就業支援の進め方について、障害者雇用・就業支援のノウハウを蓄積している企業や就業支援の専門家、医療機関の専門家などによる相談会も複数実施する。

5. 宮城県の障害者雇用・就業支援に関する実態調査

日本職業リハビリテーション学会第49回宮城大会の開催に向け、宮城就業支援ネットワークの多くの会員が参加し、昨年度から障害者雇用・就業支援について議論しているが、その際、単なる業務の印象レベルで議論するのではなく、実態調査なども行った上で議論を

進めている。

関係者が宮城県の障害者雇用・就業支援の現状と課題を共有するためには、このような取組みが継続して行われることが望まれるため、日本職業リハビリテーション学会宮城大会で宮城就業支援ネットワークの会員が中心になって行っている実態調査の継続について検討する。

6. ICTの有効活用

研修会・相談会、実態調査などを効果的に行うにはICTの有効活用が欠かせない。宮城就業支援ネットワークの活動におけるICTの有効活用について検討を加える。

7. 行政との連携

宮城就業支援ネットワーク設置要綱第3条では、宮城就業支援ネットワークの構成メンバーの最初に行政を挙げているが、宮城県の障害者雇用・就業支援の在り方について宮城就業支援ネットワークが行政と一緒に検討した形跡はない。新たな宮城就業支援ネットワークの活動に向けた今回の検討経過を、宮城労働局、宮城県、仙台市に経過説明を行った際には、見直しの基本的な方向性について賛同を得ている。障害者雇用・就業支援の在り方については、官民が協力して進めていくことが重要であり、行政と連携をどうするのかについて検討を加える。

8. 将来的な予算の問題

全国精神保健職親会では「精神障害等を対象とした中小企業における雇用に向けた地域ネットワークの構築」（日本財団委託事業）の予算を基に、昨年度、仙台市内で2度セミナーを実施したが、このようなイベントの開催によりネットワークができる訳ではないとの判断から、委託事業の趣旨を考え宮城就業支援ネットワークの活動に使用したいとの申し出があり、令和4年度から2年間はこの予算を活用し活動することが可能になった。ただし、この予算は全国精神保健職親会の予算であり、2年後には予算はなくなることから、今後の活動予算についても検討を加える必要がある。

9. その他

メーリングリストによる情報提供をこれまで通り継続して行う。